

例会出席率の計算方法とメイク・アップについて

2015～2016年度

335-A 地区

地区会則委員長 田中 充

1・出席率の計算方法

$$\frac{\text{例会出席数} < \text{正会員} + \text{終身会員} > + \text{メイク・アップ数}}{\text{総会員数} - < \text{不在会員} + \text{優待会員} + \text{終身優待会員} + \text{名誉会員} + \text{賛助会員} > \text{数}}$$

(注) 総会員数：正会員・賛助会員・準会員・名誉会員・終身会員（正会員の義務を果している終身会員・不在会員・優待会員の7種類。

（家族会員は正会員であるが、必ず例会に出席する必要なし、クラブ規則に従い総ての正会員義務を課しているならば分母に・分子に挿入）・休会会員、特別名誉会員等の分類はなし。

終身会員区分：終身会員で、正会員と同等の義務を果している終身会員を終身会員と称し、終身会員で正会員の義務（特に例会出席）を果せない終身会員は終身優待会員（または終身不在会員）と称す。旧終身会員 A・B の分類は現在ありません。（国際本部回答）

分 母：例会出席義務を課す会員。

分 子；メイク・アップは例会前13日以内の執行であれば例会当日有効。例会後13日以内でメイク・アップを執行された場合、分子に加算し報告する。

2・終身会員の取り扱いについて

「終身会員は、年間国際会費を支払わないことを除けば、正会員の総ての義務を果さなければならない。これには例会への出席を含みます。」

1990年2月 国際本部回答。

「もし、終身会員が正会員に課せられた義務を果していない場合には、その会員は終身会員のまま終身不在会員か、終身優待会員となる権利と義務を持ちます。そのいずれかになるべきか、クラブが決定する」

1990年12月 国際本部回答。

「終身会員は、それぞれの事情或いは資格により、正会員扱いの終身会員、終身不在会員、又は終身優待会員に分類される」

1993年2月 国際本部回答。

クラブ内規で「終身不在会員」、または「終身優待会員」の内規を設定し、従来の終身会員 A・B という分類は認められない。

3・出席メイク・アップについて

1、メイク・アップ規制は、立法技術上、制限列举主義（制限的列举規定）を取っているため、条項を随意に追加したり削除したりすることはできない。

規定を拡張解釈することも許されない。

2、この規則によりメイク・アップした場合、その効果は例会出席と全く同じに「みなされる」わけであるから、適用及び運用に当たっては、まず、例会出席がクラブ運営上、又会員の義務としていかに重要問題である。

グッド・スタンディング会員にも影響が出る。

3、これらを念頭におき、個の具体的ケースを条項に当てはめ、各クラブが自主性

をもって合法的に判断することが望ましい。

例会の前後それぞれ13日間以内に次のいずれかに該当する場合は例会に出席したものと見なされる。出席メイク・アップ規則1～7を参照に運用する。

4、運用の責任者はクラブ幹事にある。

4・メイク・アップ規則の中、解釈は下記の通り。

- 1、(c)「所属クラブの常設委員会の正式会合」とは
適当な余裕を持って、日時・場所・議案などが通知されて開催される定期的な、または臨時的な常設委員会の正式な会合。
- 2、(d)「所属クラブ主催の会合」とは
あくまでライオニズムの実現を目的とするものに限られるべきであり、同好の集まり、親睦を第一の目的とするような会合を示すものではない。
クラブ・アクティビティ資金獲得事業は、ライオンズクラブの本来のアクティビティ資金を地域住民の理解と協力によって支えられた善意の奉仕事業資金で有るという観点から、クラブ主催の会合に含む。
- 3、クラブ奉仕事業(アクティビティ)の出席(参加)は、会員の義務である。
出席メイク・アップ規制には当てはまらない。(複合地区会則委員会統一見解)
- 4、職務の関係
職務とは、ライオンズ関係の職務であり会員の事業の職務ではない。

その他事項

- ①メイク・アップは出席メイク・アップ規則に則り厳正に行われるべきである。
- ②毎例会において出席率の発表を行っているが、例会当日実出席率と出席メイク・アップ規則を活用後の例会出席率と混同しない。
例会前メイク・アップ規則を活用された会員数と当日出席率を区別して出席率を発表することが望ましい。
- ③例会当日実出席率のこの数値は、クラブ運営・会員のクラブに対する活動の実態を知り、クラブ会長・幹事・会員委員長及び地区ガバナー、ゾーン・チェアパーソンが把握するのに非常に有効であったことから起因している。
- ④例会当日実出席率が高いことは、クラブの運営状況が活発である具体的な数値である。今後ともクラブで活用されることが望ましい。
- ⑤月例報告の例会出席率は、出席メイク・アップ規則活用後の数値である。
- ⑥例会出席率の定足数は、グッド・スタンディングの会員の過半数(メイク・アップ規則出席を除く当日実出席)の出席がなければその例会は成立しない。
クラブのいかなる公式会合においても同様である。